

感染防止対策委員会規程

(目的)

第1条 医療法人毅峰会 吉田病院(以下「当院」という)は、院内感染防止に関する事項を審議し、職員に周知すると同時にその予防、対策に努めることを目的に院内感染防止対策委員会(以下「本委員会」という)を設置する。

(構成)

第2条 本委員会は以下のメンバーにより構成する。

委員長 院長
副委員長 医師代表
委員 看護部長
看護部師長
看護師(外来・病棟・手術室・透析医療センターの各責任者)
薬剤長
臨床検査技師長
事務長
ICT 管理者
医療安全管理者
放射線技師
臨床工学士
管理栄養士
理学療法士
総務課長
医事課
MSW
看護助手
その他 委員長が必要と認めた者

(開催)

第3条 本委員会は、毎月の第 3 木曜日の 16 時から開催する。尚必要に応じて定例開催日以外にも随時開催するものとする。

(審議事項)

第4条 本委員会は次の事項について審議する。

- 1) 感染情報レポートによる耐性菌及び感染防止対策上問題になる微生物の検出状況
- 2) ICT からの報告
- 3) アウトブレイクなど緊急を要する事案

附 則 本規定は平成8年7月8日から実施する。
令和 4 年 5 月 18 日改定(第 4 版)